

□ 願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。

22~25 [略]

様式第7 (第4条関係)

[略]

[備考]

1~3 [略]

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

様式第8 (第5条関係)

[略]

[備考]

1~4 [略]

5 その他は、様式第6の備考2、3及び23と同様とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(意匠登録令施行規則の一部改正)

第一條 意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)の一部を次のようにより改定する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、いれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にいれに対応するものを掲げてこないものば、いれを削る。

	改	正	後	改	正	前
--	---	---	---	---	---	---

(意匠権の設定の登録の方法)

第四条 意匠権の設定の登録(意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願(以下「国際意匠登録出願」という。)についてのものを除く。)をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第六条の規定による物品の区分(以下「物品の区分」という。)を、甲区として意匠権所又は居所を記録しなければならない。

[削る]

第四条の二 [略]

[削る]

21~24 [略]

様式第7 (第4条関係)

[略]

[備考]

1~3 [略]

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

様式第8 (第5条関係)

[略]

[備考]

1~4 [略]

5 その他は、様式第6の備考2、3及び22と同様とする。

2 部分意匠に係る意匠権の設定の登録をするときは、前項の規定により記録すべき事項のほか、表示部には、当該意匠権が部分意匠に係る意匠権である旨を記録しなければならない。

2 前条第一項の規定は、国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をする場合に準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。